

藤枝市ジョブコーチ育成奨励金のご案内

藤枝市では、障害者が個々に持てる能力を発揮して生き活きと活躍し、その雇用の安定と質の向上を図ることを目的として、従業員にジョブコーチ研修を受けさせた中小企業者に奨励金を支給します。

I. 対象者

- 市内に本社、本店又は主たる事業所を有する中小企業であること
- 従業員に企業在籍型ジョブコーチ研修を受けさせたこと
- ジョブコーチを配置し、障害者の雇用の安定と質の向上を図ること

II. 奨励金額

研修を受講させた日数 1日当たり8,000円

例：研修日数が5日間の場合 40,000円

III. 申請について

- 申請期限 ジョブコーチ研修の修了日の属する月の翌月中
例： ジョブコーチ研修の修了日が6月10日の場合、7月末が申請期限
- 提出書類 (1) 奨励金交付申請書（第1号様式）
(2) 事業計画書（第2号様式）
(3) ジョブコーチ研修を受講したことを証明する書類

IV. 企業在籍型ジョブコーチ研修について

厚生労働省 HP にてご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/06a.html



藤枝市産業振興部産業政策課

藤枝市岡出山 2-15-25

TEL:054-643-3165